

居宅介護支援重要事項説明書

令和 8 年 6 月 1 日

1. 南大分居宅介護支援センターの概要

- (1) 法人名称 医療法人 岡仁会
代 表 者 理事長 岡 真一郎
法人所在地 大分市明礪町 1 丁目 2 番 9 号
法人連絡先 TEL 097-543-1177
- (2) 支援事業者の指定番号及びサービス提供地域
事業所名称 南大分居宅介護支援センター
事業者指定番号 4 4 7 0 1 0 0 2 5 8
事業所所在地 大分市明礪町 1 丁目 2 番 9 号
連 絡 先 TEL 097-543-5050
FAX 097-543-5131
相談担当者 管理者 平早水 達也
サービス提供地域 通常実施地域＜大分市・由布市＞
- (3) 営業日及びサービス提供の時間帯
営 業 日 月曜日～土曜日
午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
休 業 日 日曜日・祝祭日・年末年始（12/30～1/3）
お盆休み（8月14日～15日の2日間）

(4) 事業所の職員体制

職	常勤	非常勤	業 務 内 容
管理者 (主任介護支援専門員)	1 名	0 名	サービス管理全般 ケアプラン作成 サービス事業者等の連絡調整等
介護支援専門員	1 名	0 名	ケアプラン作成 サービス事業者等の連絡調整等
合計	2 名	0 名	

2. 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

医療法人岡仁会が開設する南大分居宅介護支援センター（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的且つ効率的に提供されるよう公正中立な居宅介護支援を行う。

3. 居宅介護支援のサービス提供の内容と流れ

(1) 居宅支援業務の内容

- ・ 要介護、要支援等の申請代行
- ・ 居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成
- ・ 要介護認定調査（自治体からの委託業務）
- ・ 要介護状態にある利用者、又は、その家族の相談援助
- ・ 介護保険施設等の紹介、その他便宜の提供
- ・ その他、居宅介護支援事業に関すること
- ・ 地域包括支援センターとの再委託事業
- ・ 給付管理票の作成及び提出

(2) 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

- ① 利用者から「居宅サービス計画」（以下「計画」）作成の依頼
- ② 「計画」作成のための情報収集・訪問面接における課題分析
- ③ 「計画」原案作成・サービス担当国会議による検討・調整
- ④ 「計画」に対する利用者の同意確認・サービス事業者との連絡調整
- ⑤ 介護サービス提供開始
- ⑥ 期間中の経過観察

4. 利用料金について

(1) 居宅介護支援の利用料金（基本料金及び加算料金）は、以下の通りですが、要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

・ 基本料金	要介護 1・2	10,860 円
	要介護 3・4・5	14,110 円

	加算	加算額	算定回数等
	初 回 加 算	3,000 円／回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	500 円／月	利用者が医師・歯科医師の診察を受ける場合に同席し、医師・歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円／月	利用者が病院等に入院する際に、病院等の職員に対して入院当日に必要な情報提供を行った場合（月 1 回を限度）
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円／月	利用者が病院等に入院する際に、病院等の職員に対して入院後 3 日以内に必要な情報提供を行った場合（月 1 回を限度）
	退 院 ・ 退 所 加 算 （Ⅰ）イ	4,500 円	・病院や介護保険施設等からの退院・退所にあたり、医療機関等の職員と面談（テレビ電話等の活用可）を行うこと。 ・医療機関等の職員から利用者に係る情報の提供を「カンファレンス以外の方法」により「1 回」受けていること。 ・必要な情報を受けた上でケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行っていること。 （入院又は入所期間中につき 1 回を限度）
	退 院 ・ 退 所 加 算 （Ⅰ）ロ	6,000 円	・病院や介護保険施設等からの退院・退所にあたり、医療機関等の職員と面談（テレビ電話等の活用可）を行うこと。 ・医療機関等の職員から利用者に係る情報の提供を「カンファレンス」により「1 回」受けていること。 ・必要な情報を受けた上でケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行っていること。 （入院又は入所期間中につき 1 回を限度）

	退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000 円	・病院や介護保険施設等からの退院・退所にあたり、医療機関等の職員と面談（テレビ電話等の活用可）を行うこと。 ・医療機関等の職員から利用者に係る情報の提供を「カンファレンス以外の方法」により「2回以上」受けていること。 ・必要な情報を受けた上でケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行っていること。 （入院又は入所期間中につき1回を限度）
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500 円	・病院や介護保険施設等からの退院・退所にあたり、医療機関等の職員と面談（テレビ電話等の活用可）を行うこと。 ・医療機関等の職員から利用者に係る情報の提供を「2回以上」受け、うち「1回以上はカンファレンス」によること。 ・必要な情報を受けた上でケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行っていること。 （入院又は入所期間中につき1回を限度）
	退院・退所加算（Ⅲ）	9,000 円	・病院や介護保険施設等からの退院・退所にあたり、医療機関等の職員と面談（テレビ電話等の活用可）を行うこと。 ・医療機関等の職員から利用者に係る情報の提供を「3回以上」受け、うち「1回以上はカンファレンス」によること。 ・必要な情報を受けた上でケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行っていること。 （入院又は入所期間中につき1回を限度）
※退院・退所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）について：退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。			
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	医師による医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者に対し、通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、把握した情報を記録し、主治医やサービス事業所へ提供した場合。

	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円／回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (一月に二回を限度)
	特 定 事 業 所 加 算 (I)	5,190 円	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
	特 定 事 業 所 加 算 (II)	4,210 円	
	特 定 事 業 所 加 算 (III)	3,230 円	
	特 定 事 業 所 加 算 (A)	1,140 円	
	特定事業所医療介護連携加算	1,250 円	(1) 前々年度の3月から前年度2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計が35回以上。 (2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定 (3) 特定事業所加算(I)～(III)のいずれかを算定していること
	介護職員等処遇改善加算	算定単位数の1000分の21を乗じた単位数	

(2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が支払われないということが生じた場合、利用者は1ヶ月分の利用料金をいったん支払って頂き、支援事業者は、その際、サービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日、市役所の担当課へ提出しますと、保険給付分の払い戻しを受けられます。

(3) 当事業所の担当者が、通常のサービス実施地域をこえる地域に訪問・出張する場合には、利用者は、その旅費(実費)分の支払いが必要となります。

(4) 当事業所は、利用料金が発生する場合、月毎の清算とし、翌月10日までに利用者に請求書を送付します。利用者は、当月の請求金額を翌月の末日までに下記口座に振込送金して頂きます。

大分銀行	南支店
普通預金口座	(口座番号：5083390)
口座名義	医)岡仁会 理事長 岡 真一郎

(5) 当事業所は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

5. 解約規定

- (1) 利用者が、この居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービスの提供を解約または中断する場合は、事前に当事業所までご連絡下さい。
- (2) 利用者は、7日以上の予告期間があれば、契約全体を解約することができます。
- (3) サービス提供の解約または契約の解約については、解約料金等は必要ありません。
但し、交通費等の実費分の支払いが必要になる場合があります。

6. 秘密保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族の秘密保持について
事業者、介護支援専門員及び事業所の従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務はサービス契約が終了した後においても継続します。
- (2) 個人情報の保護について
事業者は、予め文書で利用者やその家族の同意を得ない限り、居宅サービスに関する連絡調整を行うサービス担当者会議等において、利用者やその家族の個人情報を用いません。

7. 公正・中立性の確保

介護支援専門員（ケアマネージャー）は、以下の求められた内容について、アセスメントに基づき十分に説明ができるように努めることで、公正中立な立場を遵守します。

- (1) ケアプランに位置付けるサービス事業所は、様々な事業所の中から選択することができます。
ご利用者様及び家族は特定の事業所に関わらず、複数の事業所の紹介をケアマネージャーに求めることができます。
- (2) ご利用者様及びご家族様は、ケアプランに位置付けたサービス事業所を選定した理由をケアマネージャーに求めることができます。

8. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

※その他虐待防止の必要な措置の具体例

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- ・成年後見制度の利用支援
- ・介護相談員の受け入れ

9. 身体的拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業所として、身体的拘束をなくしておくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11. 衛生管理等について

- (1) 事業所は、事業所内における感染症の発生及びまん延を防止するため、次の措置を講じるものとする。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

12. ハラスメント対策について

- (1) 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 禁止行為
 - ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）
 - ③職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）
 - ④契約者様（利用者様）ご家族様または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

1 3. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 4. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

1 5. 担当介護支援専門員

氏名 _____ (連絡先 097-543-5050)

1 6. サービス内容に関する苦情の連絡先

事業所の窓口・・・・・・・・・・南大分居宅介護支援センター
☎ 097-543-5050
担当 平早水 達也

大分市の相談窓口・・・・・・・・大分市役所 長寿福祉課
☎ 097-534-6706

国民健康保険団体連合会・・・・・・・・大分県国民健康保険団体連合会
大分市大手町2-3-12
☎ 097-534-8475

1 7. 利用者様へのお願い

当事業所が交付するサービス利用票、居宅サービス計画書などは、利用者の介護に関する重要な書類ですので、契約書・重要事項説明書などと一緒に大切に保管して下さい。

18. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

◆居宅介護支援の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	大分市明礪町1丁目2番9号
	法人名	医療法人 岡仁会
	代表者名	理事長 岡 真一郎 印
	事業所名	南大分居宅介護支援センター
	説明者氏名	印

◆私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

居宅介護支援契約書

様（以下、「利用者」という）と南大分居宅介護支援センター（以下、事業者という）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な「居宅サービス計画」を作成するとともに、そのサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間と更新）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

第3条（居宅介護支援の担当者）

- 1 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として選任し、その選任又は変更を行う場合は、利用者にもその氏名を文書により通知します。
- 2 介護支援専門員は常に身分証を携行し、利用者やその家族から正当な提示を求められた時は、いつでも提示に応じます。

第4条（居宅サービス計画の作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ「居宅サービス計画」を作成します。

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- （2）当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- （3）提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ「居宅サービス計画」の原案を作成します。
- （4）居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及び家族に説明し、利用者から文書による同意を受けつけます。
- （5）その他、「居宅サービス計画」作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価等）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- （1）利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- （2）居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（サービスの提供の記録）

事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保管し、利用者の求めに応じ閲覧に供し、又実費によりその複写物を交付します。

第7条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第8条（利用料）

1. 事業者が提供する居宅介護支援に対する利用料は【契約書別紙】のとおりです。
2. 利用料のうち、関係法令に基づいて決められているものについて、関係法令が変更になった場合は、事業者は改定後の関係法令に従った利用料に変更することができるものとします。

第9条（給付管理）

事業所は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、大分県国民健康保険団体連合会に提出します。

第10条（利用者の解約権）

1. 利用者は、事業者に対して、いつでもこの契約の解約を申し入れる事が出来ます。
この場合には7日以上の予告期間をもって通知することとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
2. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知する事により直ちにこの契約を解約する事が出来ます。
 - (1) 事業者が正当な理由無くサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反するなど、この契約を継続しがたい背信行為を行った場合

第11条（事業者の解約権）

事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約する事が出来ます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

第12条（契約の終了）

次の理由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡もしくは被保険者の資格を喪失した場合

第13条（秘密保持）

1. 事業者、介護支援専門員及び事業者の従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、予め文書で利用者やその家族の同意を得ない限り、居宅サービスに関する連絡調整

を行うサービス担当者会議等において、利用者やその家族の個人情報を用いません。

第14条（損害賠償責任）

事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに誠意をもって行います。

第15条（非常災害対策）

非常時・災害時の対策としては、建物を共有する 医療法人 岡仁会 大分共立病院 と協力し、避難初期消火を実施します。また、大分共立病院が年2回実施する防災及び避難誘導訓練に参加することとします。

第16条（緊急時の対応）

ご利用者に容態の変化等があった場合は看護師又は介護支援専門員よりご家族へ連絡し必要な処置を講じます。

第17条（相談・苦情対応）

事業者は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとします。手順は次のとおりです。

1. 苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りを行う
2. 特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を行う
3. 担当者は把握した状況について検討を行い、時下の対応を決定する
4. 担当者が、必要があると判断した場合には、事業所内で検討会議を行う。
5. 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ対応方法を含めた結果報告を行う

第18条（代理人）

利用者は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

第19条（公正・中立性の確保）

介護支援専門員（ケアマネージャー）は、以下の求められた内容について、アセスメントに基づき十分に説明ができるように努めることで、公正中立な立場を遵守します。

- （1） ケアプランに位置付けるサービス事業所は、様々な事業所の中から選択することができます。ご利用者様及び家族は特定の事業所に関わらず、複数の事業所の紹介をケアマネージャーに求めることができます。
- （2） ご利用者様及びご家族様は、ケアプランに位置付けたサービス事業所を選定した理由をケアマネージャーに求めることができます。

第20条（その他）

- （1） 医療機関への入院時のお願い

医療機関等への入院時には、医療機関等の関係者へ必ず担当ケアマネージャーの事業所名及び氏名を

お伝え顶きますよう、お願いします。

(2) 障害福祉制度との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用する場合は、担当の特定相談支援事業所との連携を図り、途切れなくサービスが移行できるよう努めます。

第21条 (本契約に定めのない事項)

1. 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し双方が誠意をもって協議の上定めます。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が押印の上、それぞれ1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【事業者】

〈事業者名〉 南大分居宅介護支援センター
〈住 所〉 大分市明礪町1丁目2番9号
〈代表者名〉 理事長 岡 真一郎
〈事業所番号〉 4470100258 (大分県指定)

⑥

【利用者】

〈住 所〉

〈氏 名〉

⑥

【代理人】

〈住 所〉

〈氏 名〉

⑥